

安威川流域下水道 中央水みらいセンター 8号外汚水ポンプ設備 更新工事（A-2系分流）

随 意 契 約 理 由 書

当該機器（電動機）はポンプ設備の構成機器の一つであり、ポンプを運転させる上で重要な機能を有している。また、当該機器は当該主ポンプ用に設計・製作されるものであり、その設計においては、当該機器を含めた駆動部からポンプまでの各機器の詳細データを基に、ポンプシステム全体としての技術的な検討（始動トルク検討等）を行うなどのシステム設計が必要となる。また、施工においても、システム設計の結果を十分に把握した性能確認・試運転調整を実施する必要がある。

従って、本工事を施工するには当該機器の機能・構造に精通していることが必要な上、当該ポンプ設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要となることから、当該ポンプ設備業者以外には本工事を実施することができない。

従って、当該既設ポンプの施工業者である株式会社西島製作所 大阪支店と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約を締結したい。

比 較 見 積 省 略 理 由

本工事については、特定の者でなければ履行できない為、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものである。